

作成：令和元年 6月1日  
改定：令和4年6月14日

## 安全データシート (SDS)

### 1. 製品及び会社情報

製品名：20% 苛性ソーダ

会社名：株式会社土田商店

住所：諏訪郡下諏訪町 235-1

代表者：土田耕嗣

電話番号：0266-28-3232

FAX：0266-28-3235

整理番号：

緊急連絡先：諏訪化成品センター

担当者：五味 国博

電話番号：0266-73-2500

### 2. 組成、成分情報

単一製品・混合製品の区別：単一製品

化学名：水酸化ナトリウム

成分及び含有量：20%

化学式又は構造式：NaOH

官報公示整理番号：化審法、安衛法 (1)-410

CAS No.：1310-73-2

国連分類：クラス8 (腐食性物質)

国連番号：1824

### 3. 危険有害性の要約

GHS 分類：

皮膚腐食性/皮膚刺激性：区分 1A

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性：区分 1

特定標的臓器/全身毒性（単回暴露）：区分 1 (呼吸器系)

GHS ラベル要素：



危険

危険有害性情報：

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷

重篤な眼の損傷

臓器の障害(呼吸器系)

上記で記載がない危険有害性は分類対象外または分類できない。

分類の名称

：急性毒性物質、腐食性物質

危険性

：可燃性ではないが、アルミ、すず、亜鉛、クロム等の金属を腐食

有害性	<p>して、水素ガスを発生する。</p> <p>: 蛋白質を分解する作用があり、付着したものを完全に除かない限り、次第に組織の深部に及ぶ恐れがある。特に眼に入ると視力の低下や失明をする事がある。</p> <p>希薄溶液でも、繰り返し接触していると皮膚表面の種々の組織を侵し、直接刺激性の皮膚炎又は慢性湿疹の症状がある。</p> <p>濃度が濃い時には、急激に局部を腐食する。</p> <p>ミストを吸入すると気道の刺激症状がある</p> <p>誤って飲んだときには、口腔、喉、食道、胃などに炎症を起こす。</p>
環境影響	<p>: 海洋では、溶解成分と反応して沈殿物を作り白濁させる他、全ての生体に対し強い影響を与えるので、自然界への放出は厳禁である。</p>

#### 4. 応急処置

---

吸入した場合	<p>: 直ちに患者を毛布等で包み、新鮮な空気が得られる場所に移し安静にさせ、医師の手当てを受ける。状況により酸素吸入、呼吸が停止していれば人工呼吸を施す。</p>
皮膚に付着した場合	<p>: 直ちに付着または接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣類や靴等は速やかに脱がせ、速やかに医師の診察を受ける。医師の指示なく、油類その他の薬を塗ってはならない。</p>
眼に入った場合	<p>: 直ちに多量の水を用いて15分以上洗浄する。洗浄の際はまぶたを指で開いて、眼球・まぶたの隅々まで十分に洗浄すること。洗浄が遅れたり不十分だと眼の障害を増大させる恐れがある。洗浄後は速やかに医師の診察を受ける。</p>
飲み込んだ場合	<p>: 患者に吐かせようすると、侵されて薄くなつた胃壁が破れることがあるから絶対にしてはならない。大量の水を饮ませ、医師ができるだけ早く呼ぶ。</p>

#### 5. 火災時の措置

---

消化剤	<p>: 水噴霧、粉末、泡消火器、不燃性ガス等。</p>
消火方法	<p>: 苛性ソーダ自体は不燃性であり、助燃性もない。</p> <p>火災を増大させる危険性があるものを、周囲から速やかに取り除く。消火作業は安全な距離を確保し、風上から行う。</p> <p>棒状の水を噴射するものは、飛沫を周囲に飛散させる恐れがあるから注意する。</p> <p>容器周辺の火災の場合には速やかに容器を安全な場所に移動する。</p> <p>移動不可能な場合は、容器およびその周囲に散水して冷却する。</p>
消火を行なう者の保護	<p>: 「8. 暴露防止及び保護措置」の項に記載の保護具を着用する。</p>

#### 6. 漏出時の措置

---

人体に対する注意事項	<p>: 風下の人を避難させる。</p> <p>漏洩した場所の周囲にはロープを張るか、または付近に警告を発するなどして人の立入りを禁止する。</p> <p>必要に応じて保健所、消防機関、警察署へ通報する。</p> <p>苛性ソーダは極めて腐食性が強いので、漏洩した箇所の修理、その他の作業をする場合は、「8. 暴露防止及び保護措置」の項に記載の保護具を着用して行なう。</p>
------------	--

## 環境に対する注意事項

風下で作業しない。

: 全ての生体に大きい影響を及ぼすので、漏出した苛性ソーダを未処理のまま河川等自然界へ流出させないようにする。また河川、海域等へ流入することによって公害問題を起こす恐れがあるから注意する。

## 除去方法

: (少量)

漏洩した液は砂等不燃性の吸着剤に吸着させて取り除くか、ある程度水で徐々に希釈した後、希硫酸等で中和し、多量の水で洗い流す。

: (多量)

漏洩した液は土砂等でその流出をとめ、これに吸着させるかまたは安全な場所に導き、濃厚な液が河川等に流れ込まないようにしてから、遠くから徐々に注水して希釈した後、希硫酸等で中和し、多量の水で洗い流す。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

: アルミ、すず、亜鉛、クロム等の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。

作業は「8. 暴露防止及び保護措置」の項に記載の保護具を着用して行なう。

作業場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

: 強酸、金属、発火しやすい物質から離して貯蔵する。

漏洩しても地中に浸透しないよう床は耐アルカリ材で施行し、また外部に流出しないよう流出防止施設を設ける。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 管理濃度

: 設定されていない。

### 許容濃度

: 日本産業衛生学会（2005年版） ミスト 2mg/m<sup>3</sup>（上限値）  
ACGIH（2005年版） TLV-STEL ミスト 2mg/m<sup>3</sup>（上限値）

### 設備対策

: 漏洩した苛性ソーダが外部に流出しない施設（耐アルカリ床材、防液堤）

### 保護具

: 呼吸用保護具 空気呼吸器等を使用する。

保護眼鏡 ゴーグル型

保護手袋 ゴム手袋

保護衣 保護衣、ゴム長靴、ゴム前掛け

## 9. 物理的及び化学的性質

### 外観等

: 常温では無色又は灰色がかった無臭の液体で、濃度、温度により固化することがある。

### pH

: 14以上

### 比重

: 1.226 (20% 15°C)

### 沸点

: 108°C(20%)

### 冰点

: -28°C(20%)

### 引火点

: 不燃

溶解性 : 水に自由に溶ける。

## 10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱いでは安定である。  
反応性 : 水で希釈すると希釈熱を発生する。  
避けるべき物質 : アルミニウム、すず、亜鉛、クロム等の金属。  
危険有害分解生成物 : データなし

## 11. 有害性情報

皮膚腐食性 : 強アルカリで、強い腐食性を示す。  
刺激性 : 皮膚に触れるとき激しい痛みと薬傷を起こす。眼に入ると失明することがある。  
急性毒性 : 経口投与 ウサギ LD<sub>50</sub> 500mg/kg  
マウス LD<sub>50</sub> 40mg/kg  
局所効果 : 皮膚刺激性 ウサギ 500mg/24H 激しい刺激効果  
眼刺激性 ウサギ 50 µg/24H 激しい刺激効果  
亜急性毒性 : データなし  
慢性毒性 : データなし  
ガン原性 : データなし  
変異原性 : 染色体異常 ハムスター（生体外）；陽性  
催奇形性 : データなし

## 12. 環境影響情報

残留性／分解性 : 情報なし  
生体蓄積性 : 情報なし  
生態毒性／  
魚毒性 : Gambusia TLm 96Hr 125ppm  
Blue gills TLm 48Hr 42ppm  
Gambusia affinis TLm 24Hr 125ppm  
Lepomis macrostomus TLm 96Hr 9.9ppm

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : そのまま廃棄せず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法規・法令を順守し適正に処理するか、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、処理を依頼する。  
廃棄の方法 : 水を加えて希薄な水溶液とし、酸（希硫酸等）で中和し、多量の水で希釈する。  
その後の処理は水質汚濁防止法等の関連法令に従うこと。  
汚染容器 : 容器等の廃棄物は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、処理を依頼する。  
廃棄作業 : 作業を行なうときは必要に応じて保護具を着用する。

## 14. 輸送上の注意

輸送の安全対策	: 輸送にあたっては、毒物及び劇物取締法により、容器は「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準」に従うこと。 他の物質との混載はなるべく避ける。 荷役作業を行なうときは、必要な保護具を着用する。
国連分類	: クラス 8 (腐食性物質) 国連番号 : 1824
国内規則	: 陸上輸送 「15. 適用法令」の毒劇法、道路法の項参照。 海上輸送 「15. 適用法令」の毒劇法、港則法、船舶安全法、海洋汚染防止法の項参照。 航空輸送 「15. 適用法令」の毒劇法、航空法の項参照。

## 15. 適用法令

毒物劇物取締法	: 第2条「劇物」(濃度5%以下は除く)
労働安全衛生法	: 施行令第18条の2「名称等を通知すべき有害物」 規則第326条「腐食性液体」
海洋汚染防止法	: 施行令別表第1「有害液体物質」(D類物質)
航空法	: 施行規則第194条 危険物告示 別表第1「腐食性物質」
港則法	: 施行規則第12条 危険物告示「腐食性物質」
船舶安全法	: 危規則第2、3条 危険物告示別表第3「腐食性物質」
道路法	: 施行令第19条の13「車両の通行制限」
水質汚濁防止法	: 施行令第3条「水素イオン濃度等の項目」
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
食品衛生法	: 施行規則第3条 健康を害う虞のない化学的合成品
P R T R 法	: 該当しない

## 16. その他の情報

引用文献	: 毒劇物基準関係通知集 薬務公報社 危険物・毒物処理取扱いマニュアル 海外技術資料研究所 苛性ソーダ輸送設備取扱いマニュアル 日本ソーダ工業会 化学便覧応用編 日本化学会編 14303の化学商品 化学工業日報社 魚類と水中生物に及ぼす化学品の毒性データ インダストリアル データセンター 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (G H S) 化学工業日報社
------	---

当安全データシートは、令和4年6月14日現時点での入手でき得た知識、情報に基づいており、取扱い、使用、保管、輸送、廃棄などについての安全に関する情報を提供する目的で作成されたものであり、記載のデータや評価に関して、いかなる保障をなすものではありません。

それぞれの用途や用法に適した安全対策を、自己の責任で実施の上お取扱いください。